

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1178））

2. 日時：平成30年8月7日 10時00分～12時20分

15時30分～18時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、吉村上席安全審査官、植木主任安全審査官、千明主任安全審査官、
日南川安全審査官、三浦安全審査官、竹内技術参与、山浦技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他20名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他3名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 建築技術グループ 担当 他2名

中部電力株式会社：原子力土建部 設計管理グループ 主任 他1名

北陸電力株式会社：土木部 耐震建築技術チーム 副課長 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部（耐震設計土木）担当課長 他1名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他1名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、7月23日、31日、8月3日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る耐震性に関する説明書、津波への配慮に関する説明書について説明があった。

（2）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

＜止水壁排水ポンプ機能喪失時の対応について＞

- 止水壁排水ポンプについて、信頼性、機能が確保されているか、ピット、集水管等が機能維持されるかどうかについて定量的に評価を行い整理して提示すること。
- サブドレンに流入する地下水量を実績から230m³と評価しているが、止水壁が基準地震動S_sで崩壊した場合の影響について定量的に評価し、流入水量の妥当性を整理して提示すること。
- ポンプの容量や作業性を考慮して、緊急時の運用が成立するか、アクセスルートの観点も含めて定量的に評価し、整理して提示すること。
- 地下水位の算定で、人工岩盤の上端まで達する流入量が313m³と算定していることの妥当性を条件設定も含めて定量的に評価し、整理して提示すること。
- 止水壁排水ポンプ機能喪失時の対応について、設計に該当する運用の要否とその根拠を検討し、その検討内容を整理して提示すること。

＜格納容器圧力逃がし装置格納槽の地震応答計算書、耐震性についての計算書＞

- 格納容器圧力逃がし装置格納槽の基礎スラブの応力解析モデルについて、上部に耐震壁をモデル化した位置が解析モデル図と整合するか確認し、その結果を提示すること。

＜津波への配慮に関する説明書（構内排水路逆流防止設備）＞

- 工事変更認可後の変更申請対象項目の抽出について、誤解を招かない様、記載を検討すること。（資料の位置づけについては別途検討すること。）
- 構内排水路逆流防止設備は全部で9設備あるが、それぞれの設置箇所が明確になるよう設置位置図に示すこと。また、それぞれの設備の基準床レベルについて、参照している資料を確認し、必要に応じて適正化すること。
- 許容限界について、鋼材とコンクリートを区別して表記すること。
- 固有周期の計算等、算定式が示されているものは、計算過程が確認できるよう記号の説明及び数値等について漏れなく整理して提示すること。
- モデル化の説明が不十分であることから、詳細図面の何処をモデル化したのか明確になるよう、整理して提示すること。
- 余震による動水圧の算定式について、適用した基準の趣旨を踏まえて適正な式に修正すること。

＜津波監視設備の設備構成及び電源構成について＞

- 通信設備について、有線が自主設備としてよいことの妥当性を整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 止水壁排水ポンプ機能喪失時の対応について
- ・ V-3-別添3-2-3 構内排水路逆流防止設備の強度計算書
- ・ 東海第二発電所 工事計画に係る説明資料（V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）